

# コロナ関係給付金等 税務申告書の記入箇所



令和〇〇年分収支内訳書(一般用) (FA7000)

**白色申告**  
コロナ関係給付金等計上  
収入金額(その他収入)

品目	金額	品目	金額
給与所得		雑所得	
退職所得		雑収入	
不動産所得		雑収入	
事業所得		雑収入	
譲渡所得		雑収入	
雑所得		雑収入	
雑収入		雑収入	



令和〇〇年分 (FA3025)

**青色申告**  
コロナ関係給付金等計上  
雑収入

品目	金額	品目	金額
給与所得		雑所得	
退職所得		雑収入	
不動産所得		雑収入	
事業所得		雑収入	
譲渡所得		雑収入	
雑所得		雑収入	
雑収入		雑収入	

# 個人事業者向け



## 新型コロナウイルス感染症関連で 国や自治体から受けた助成金や 給付金等の税制上の注意事項

- 制度を理解して税務申告に備えましょう -



(公財) 沖縄県生活衛生営業指導センターは、  
生活衛生関係営業の皆様を支援します。

経営に関する様々な問題で  
「お困り」・「お悩み」のときは、  
お気軽にご連絡下さい。

☎ 098-891-8960

※指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益財団法人です。

公益財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター

## 今般の新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して創設された助成金や給付金等は課税されるの？



新型コロナウイルス感染症の拡大により営業の自粛や時短営業が要請されるなど、事業活動が制限され、生活衛生関係事業者をはじめとする事業者は、どうすることもできない苦境に立たされました。

そこで、事業や雇用の継続を支えるために**持続化給付金**や**家賃支援給付金**、**雇用調整助成金**、県や市町村が支給する**休業要請等への協力金**など様々な給付金・助成金が創設され、すでに受給した事業者も多いかと思います。

給付金等は経済的利益であるため**本来的には課税対象**と法律で定められています。

そのため**法律により非課税と定めた給付金のみ課税対象から外すことが可能**となります。

新型コロナウイルス感染症関連で、国や自治体から受けた助成金や給付金等には課税の対象となり、**税務申告が必要なものがあります**のでご注意ください。



次のページに、主な給付金や助成金等と課税関係を掲載しておりますので、税務申告の参考として下さい。

## 国等から支給される主な助成金等の課税関係 (★)新型コロナウイルス感染症の影響に関連して創設等された制度

### 非課税となるもの（法的根拠のあるもの）

#### 【新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの】

- ・(☆) 特別定額給付金（新型コロナ特法 4 条 1 号）
- ・(☆) 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ特法 4 条 2 号）

#### 【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】

- ・(☆) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条）
- ・(☆) 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条）
- ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法 12 条）
- ・児童（扶養）手当（児童手当法 16 条、児童扶養手当法 25 条）

#### 【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】

- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法 41 条の 81 項 1 号）
- ・子育て世帯臨時特例給付金（措置法 41 条の 81 項 2 号）
- ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法 41 条の 81 項 3 号）



### 課税となるもの（事業所得等に区分されるもの）

- ・(☆) 持続化給付金
- ・(☆) 家賃支援給付金
- ・(☆) 雇用調整助成金
- ・(☆) 県や市町村の感染拡大防止協力金
- ・(☆) 小学校休業等対応支援金（助成金）etc...

個人事業主の場合、所得税が課されます。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少したり、経費の支払いが増大して、**給付金等を受け取っても結果的に赤字の場合は、事業所得が発生しないため、課税されないこととなります。**

なお、最新情報、ご不明な点、詳細につきましては、お近くの税務署や顧問税理士など、専門家にご確認下さい。